

逗子市保育所条例の一部改正について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が施行され、要件を満たした場合に幼稚園・保育園・認可外保育施設の保育料が無償化されることに伴い、制度上矛盾を生じる「自由契約(私的契約)」の項目を削除するものです。

○内容

◇条例第4条にある「自由契約(私的契約)」の条文を削除する。

(入所の特例)

第4条 法第24条第1項の規定による保育の実施によって児童を入所させた後において、なお保育所の定員に余裕がある場合は、市長が特に必要と認めた児童を入所させることができる。

○理由

◇「保育所の入所要件を満たさない児童」が保育所を利用するのであれば、施設の設置目的外で使用するため利用料を徴収すべきだが、「幼児教育・保育の無償化」がなされる中で利用料を徴収することは困難と考えられ、公の利用料の原則から矛盾が生じるため。

【参考】

▽子ども・子育て支援新制度の実施により保育所の利用手続きが措置から契約に移行したこと等を受け、他市では条文を廃止している。(任意規定のため、当初から条文が無い場合も考えられます。)

▽因みに本市では、待機児童が生じる以前(平成19年度)から、長期に渡り利用の実態はありません。

※県南地区(横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市)を対象に調査

○逗子市保育所条例

昭和27年5月13日

逗子市条例第6号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市に保育所を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
逗子市立湘南保育園	逗子市池子2丁目11番9号	90人
逗子市立小坪保育園	逗子市小坪5丁目22番5号	90人

(職員)

第3条 保育所に園長、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。）その他必要な職員を置く。

~~(入所の特例)~~

~~第4条 法第24条第1項の規定による保育の実施によって児童を入所させた後において、なお保育所の定員に余裕がある場合は、市長が特に必要と認めた児童を入所させることができる。~~

(保育料の納付)

第5条 保育所に入所した児童の扶養義務者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に基づき政令で定める額を上限として、市長が定める保育料を納めなければならない。

2 延長保育を受ける児童の扶養義務者は、規則で定める額の延長保育に係る保育料を納めなければならない。

(保育料の減免)

第6条 市長は、児童の扶養義務者が前条の保育料を負担することができないと認めたときは、これを減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。